

議第 1 1 号

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係
るその他の処理施設の敷地の位置について

(特定行政庁：岐阜県知事)

令和 2 年 7 月 8 日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

建築第120号

岐阜県都市計画審議会

「その他の処理施設」に該当する産業廃棄物処理施設の設置に係る建築許可にあたり、敷地の位置が都市計画上支障ないとするることについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により諮問します。

令和2年6月15日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る「その他の処理施設」の敷地の位置についての概要

——— 多治見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について ———

1. 建築基準法(第51条)の概要

建築基準法(第51条)本文は、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物(第88条第2項に規定による工作物)は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築(用途変更を含む)してはならないとしている。

しかしながら、同条ただし書きで、特定行政庁が許可する際に、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合は、都市計画の位置決定を不要としている。

2. 対象施設(その他の処理施設)とする根拠

廃棄物処理法施行令に規定する次の廃棄物処理施設が該当する。
(建築基準法施行令第130条の2の2)

その他の処理施設		処理能力	備考
一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設	5トン/日以上のもの	
産業廃棄物処理施設	1) 汚泥の脱水施設	10立メートル/日を超えるもの	
	2) 汚泥の乾燥施設	10立メートル/日を	〃
	3) 汚泥の焼却施設	5立メートル/日を	〃
	4) 廃油の油水分離施設	10立メートル/日を	〃
	5) 廃油の焼却施設	1立メートル/日を	〃
	6) 廃酸・廃アルカリの中和施設	50立メートル/日を	〃
	7) 廃プラスチック類の破碎施設	5トン/日を	〃
	8) 廃プラスチック類の焼却施設	0.1トン/日を	〃
	8-2) 木くず・がれき類の破碎施設	5トン/日を超えるもの	※該当
	9) 汚泥のコンクリート固形化施設	すべてのもの	
	10) 水銀等含む汚泥のばい煙施設	〃	
	11) シアン化合物の分解施設	〃	
	12) PCB汚染物等の焼却施設	〃	
	12-2) PCB処理物等の分解施設	〃	
13) PCB汚染物等の洗浄・分離施設	〃		
13-2) 産業廃棄物の焼却施設	〃		

3. ただし書き許可とする根拠

設置者が民間事業者であることにより、将来の情勢から移転又は廃止等が考えられること。

4. 申請敷地の概要

申請者	日章産業株式会社 代表取締役 渡邊 圭子		
用途	産業廃棄物処理施設		
敷地位置	多治見市大沢町二丁目6番地の1の一部	敷地面積	9,980㎡
用途地域	指定なし(市街化調整区域)		
申請理由	その他の処理施設の設置		

5. 申請(処理)施設の概要

建基法第51条	廃棄物処理施設(品目・能力)
対 象	【産業廃棄物】 ・がれき類、コンクリートくずの破碎処理(800 t/日)

6. 工作物の概要

高さ	最高高さ 7.49 m
築造面積	295.69 m ²
工作物の数	1

7. 処理行為の概要

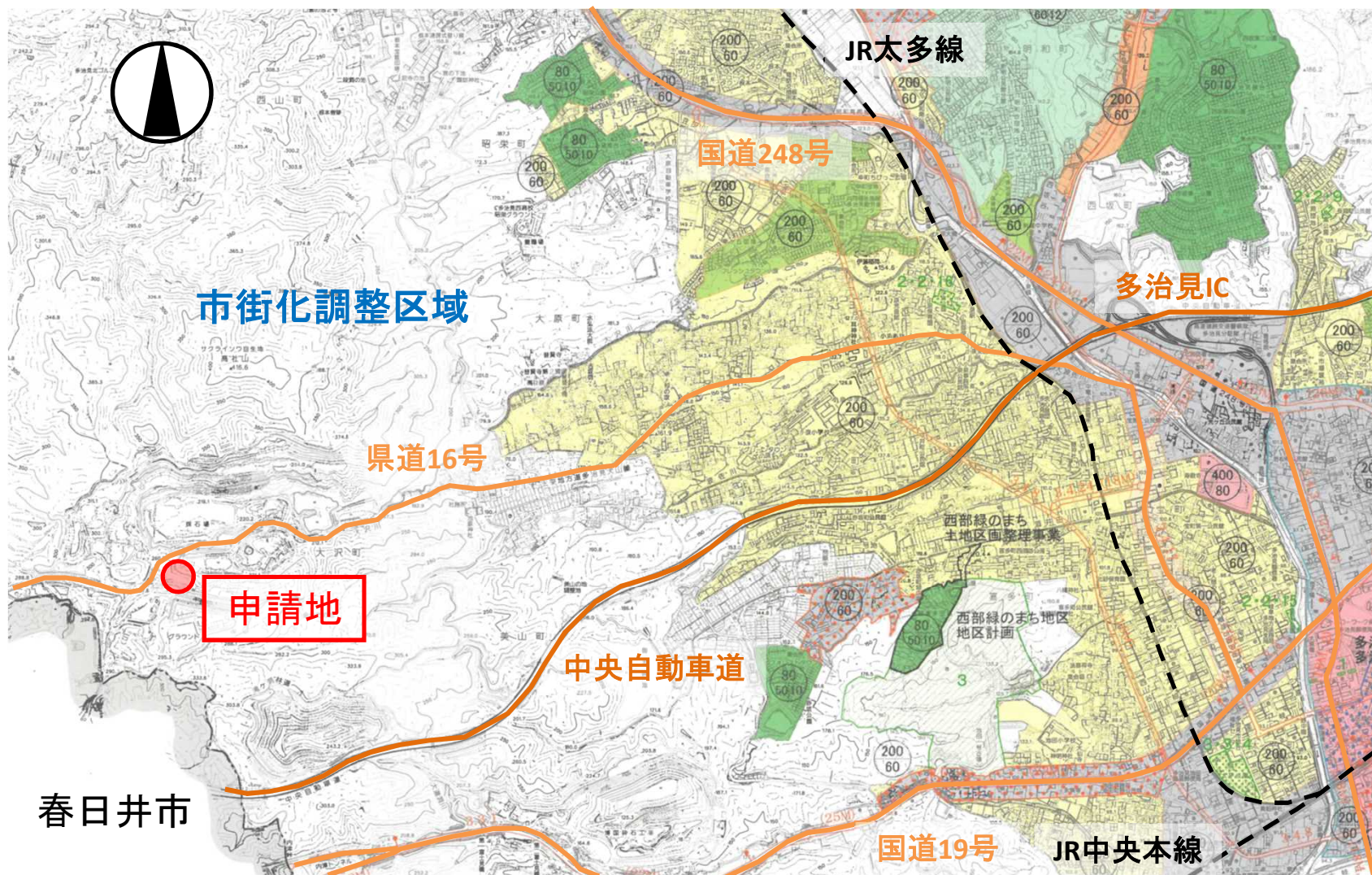
	種別	搬 入	搬 出	合 計
運搬車両	10 t車	80台/日	80台/日	160台/日
	4 t車	—	—	—
	2 t車	—	—	—
	軽トラック	—	—	—
	計	80台/日	80台/日	160台/日
処理品目	搬 入 品	<許可対象> 産業廃棄物 ・がれき類、コンクリートくず 搬入元：建設業者		
	搬 出 品	・再生路盤材、再生アスファルト再生骨材 搬出先：建設業者、合材工場		
稼働時間	午前8時～午後5時 (休憩：午後0時～午後1時)			

8. その他特記事項

多治見市の意見	申請地周辺には人家はなく、生活への影響がないこと、また、騒音及び振動の分析調査の結果から、問題がないと思われるため、申請地は都市計画上支障ない位置と考えます。
廃棄物処理法	法第15条第1項「産業廃棄物処理施設」の設置に係る許可申請中
その他	都市計画法第29条第1項開発許可申請中

議題11号

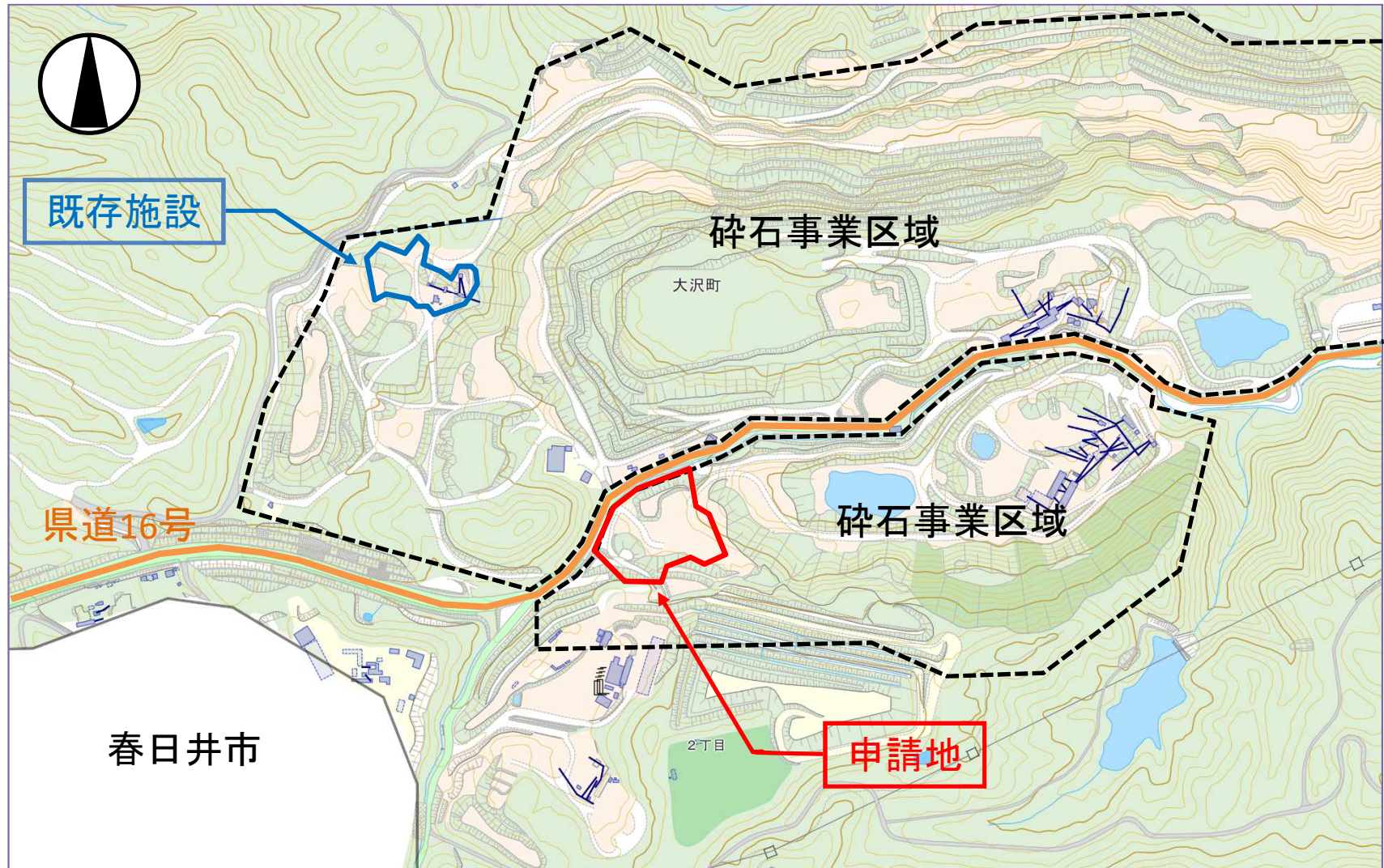
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について



都市計画総括図(抜粋)

議題11号

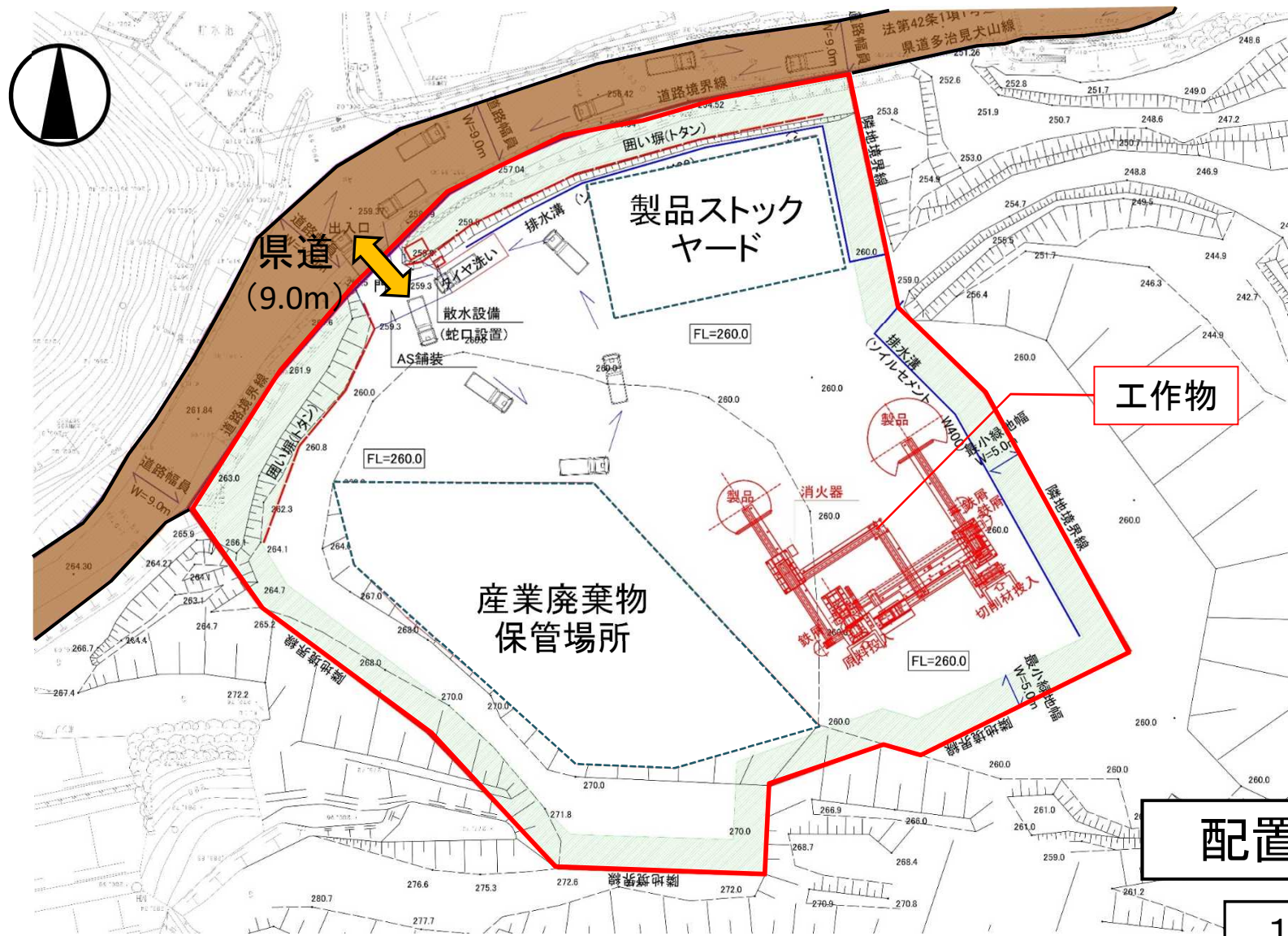
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について



付近見取図

議題11号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について



配置図